

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>第6条 条例第7条第1項に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) 硫黄酸化物（条例第2条第3号アに規定するものに限る。第51条、<u>別表第7及び別表第14の2</u>を除き、以下同じ。）</p> <p>(2) 窒素酸化物（条例第2条第3号イに規定するものに限る。第51条、<u>別表第7及び別表第14の2</u>を除き、以下同じ。）</p> <p>(3) 粒子状物質</p> <p>（排水指定物質）</p> <p>第43条 条例第45条第1項第1号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物</p> <p>(2) シアン化合物</p> <p>(3) 有機リン化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「パラチオン」という。）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「メチルパラチオン」という。）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（以下「メチルジメトン」という。）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（以下「EPN」という。）に限る。以下同じ。）</p> <p>(4) 鉛及びその化合物</p> <p>(5) 六価クロム化合物</p> <p>(6) 砒素<sup>りん</sup>及びその化合物</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</p> <p>(8) ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）</p> <p>(9) トリクロロエチレン</p> <p>(10) テトラクロロエチレン</p>	<p>第6条 条例第7条第1項に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) 硫黄酸化物（条例第2条第3号アに規定するものに限る。第51条<u>及び別表第7</u>を除き、以下同じ。）</p> <p>(2) 窒素酸化物（条例第2条第3号イに規定するものに限る。第51条<u>及び別表第7</u>を除き、以下同じ。）</p> <p>(3) 粒子状物質</p> <p>（排水指定物質）</p> <p>第43条 条例第45条第1項第1号に規定する規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物</p> <p>(2) シアン化合物</p> <p>(3) 有機リン化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「パラチオン」という。）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（以下「メチルパラチオン」という。）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（以下「メチルジメトン」という。）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（以下「EPN」という。）に限る。以下同じ。）</p> <p>(4) 鉛及びその化合物</p> <p>(5) 六価クロム化合物</p> <p>(6) 砒素<sup>りん</sup>及びその化合物</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</p> <p>(8) ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）</p> <p>(9) トリクロロエチレン</p> <p>(10) テトラクロロエチレン</p>

<p>(11) ジクロロメタン  (12) 四塩化炭素  (13) 1, 2-ジクロロエタン  (14) 1, 1-ジクロロエチレン  (15) <u>1, 2-ジクロロエチレン</u>  (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン  (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン  (18) 1, 3-ジクロロプロペン  (19) テトラメチルチウラムジスルフィド (以下「チウラム」という。)  (20) 2-クロロ-4, 6-ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (以下「シマジン」という。)  (21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート (以下「チオベンカルブ」という。)  (22) ベンゼン  (23) セレン及びその化合物  (24) ほう素及びその化合物  (25) ふっ素及びその化合物  (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物  <u>(27) 塩化ビニルモノマー</u>  <u>(28) 1,4-ジオキサン</u>  <u>(29) ダイオキシン類</u>  <u>(30) フェノール類</u>  <u>(31) 銅及びその化合物</u>  <u>(32) 亜鉛及びその化合物</u>  <u>(33) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。)</u>  <u>(34) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)</u>  <u>(35) クロム及びその化合物</u>  <u>(36) ニッケル及びその化合物</u></p>	<p>(11) ジクロロメタン  (12) 四塩化炭素  (13) 1, 2-ジクロロエタン  (14) 1, 1-ジクロロエチレン  (15) <u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>  (16) 1, 1, 1-トリクロロエタン  (17) 1, 1, 2-トリクロロエタン  (18) 1, 3-ジクロロプロペン  (19) テトラメチルチウラムジスルフィド (以下「チウラム」という。)  (20) 2-クロロ-4, 6-ビス (エチルアミノ) -s-トリアジン (以下「シマジン」という。)  (21) S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート (以下「チオベンカルブ」という。)  (22) ベンゼン  (23) セレン及びその化合物  (24) ほう素及びその化合物  (25) ふっ素及びその化合物  (26) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物  <u>(27) ダイオキシン類</u>  <u>(28) フェノール類</u>  <u>(29) 銅及びその化合物</u>  <u>(30) 亜鉛及びその化合物</u>  <u>(31) 鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。)</u>  <u>(32) マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)</u>  <u>(33) クロム及びその化合物</u>  <u>(34) ニッケル及びその化合物</u></p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(特定有害物質)

第45条 条例第46条第1項に規定する規則で定めるものは、第43条第1号から第29号までに掲げる物質とする。ただし、同条第26号に掲げる物質については、し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。

(排水の測定)

第48条 条例第48条に規定する規則で定める事業者は、排水を排出する指定事業所のうち、次の各号に掲げる物質又は項目ごとに、それぞれ当該各号に掲げる指定事業所を設置する者とする。

(1) 特定有害物質 指定事業所の作業内容等からみて特定有害物質(第42条に規定する排水の規制基準が定められた特定有害物質に限る。)が排水に含まれ、又はそのおそれがある指定事業所

(2) 色汚染度 公共用水域の水質を変化させる色による汚染の原因となり得る排水を排出する指定事業所であって、塗料又は顔料の製造等を行う指定事業所

(3) 温度 1日当たりの平均的な排水の量が300立方メートル以上である排水口を有する指定事業所

(4) 前3号に掲げる物質又は項目以外のもの(当該指定事業所の作業内容等からみて排水に含まれない、又はそのおそれのない物質又は項目を除く。) 1日当たりの平均的な排水の量が300立方メートル以上の指定事業所

- 2 略
- 3 略
- 4 略

(特定有害物質)

第45条 条例第46条第1項に規定する規則で定めるものは、第43条第1号から第27号までに掲げる物質とする。ただし、同条第26号に掲げる物質については、し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。

(排水の測定)

第48条 条例第48条に規定する規則で定める事業者は、排水を排出する指定事業所のうち、次の各号に掲げる物質又は項目ごとに、それぞれ当該各号に掲げる指定事業所を設置する者とする。

(1) 特定有害物質 指定事業所の作業内容等からみて特定有害物質が排水に含まれ、又はそのおそれがある指定事業所

(2) 色汚染度 公共用水域の水質を変化させる色による汚染の原因となり得る排水を排出する指定事業所であって、塗料又は顔料の製造等を行う指定事業所

(3) 温度 1日当たりの平均的な排水の量が300立方メートル以上である排水口を有する指定事業所

(4) 前3号に掲げる物質又は項目以外のもの(当該指定事業所の作業内容等からみて排水に含まれない、又はそのおそれのない物質又は項目を除く。) 1日当たりの平均的な排水の量が300立方メートル以上の指定事業所

- 2 略
- 3 略
- 4 略

第5節 事故時の措置等

(事故時の措置に係る物質)

第51条 条例第51条第1項に規定する規則で定める物質は、別表第14の2に掲げる物質とする。

第5節 事故時の措置等

(事故時の措置に係る物質)

第51条 条例第51条第1項に規定する規則で定める物質のうち、大気の汚染又は悪臭の原因となる物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) アクリロニトリル
- (2) アクロレイン
- (3) アセトアルデヒド
- (4) アンモニア
- (5) イソ吉草酸
- (6) イソバレルアルデヒド
- (7) イソブタノール
- (8) イソブチルアルデヒド
- (9) 一酸化炭素
- (10) 塩素及び塩化水素
- (11) 黄燐
- (12) カドミウム及びその化合物
- (13) キシレン
- (14) クロルスルホン酸
- (15) 五塩化燐
- (16) 酢酸エチル
- (17) 三塩化燐
- (18) シアン化合物 (アクリロニトリルを除く。)
- (19) ジクロロメタン
- (20) 脂肪族アミン化合物
- (21) 臭化メチル
- (22) 臭素
- (23) 硝酸
- (24) スチレン
- (25) ダイオキシシン類

- (26) 窒素酸化物
- (27) テトラクロロエチレン
- (28) トリクロロエチレン
- (29) トルエン
- (30) 鉛及びその化合物
- (31) 二酸化硫黄
- (32) 二酸化セレン
- (33) ニッケルカルボニル
- (34) 二硫化炭素
- (35) 二硫化メチル
- (36) ノルマル吉草酸
- (37) ノルマルブチルアルデヒド
- (38) ノルマルバレルアルデヒド
- (39) ノルマル酪酸
- (40) ピリジン
- (41) フェノール類
- (42) fluorine及び fluorine化水素その他の fluorine化合物
- (43) プロピオンアルデヒド
- (44) プロピオン酸
- (45) ベンゼン
- (46) ホスゲン
- (47) ホルムアルデヒド
- (48) メタノール
- (49) メチルイソブチルケトン
- (50) メルカプタン類
- (51) 硫化水素
- (52) 硫化メチル
- (53) 硫酸（三酸化硫黄を含む。）
- (54) phosphorus化水素

2 条例第51条第1項に規定する規則で定める物質のうち、水質の

汚濁の原因となる物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) アルカリ性物質（水素イオン濃度（水素指数）が8.6を超えるものに限る。）
- (2) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
- (3) カドミウム及びその化合物
- (4) クロム及びその化合物
- (5) 酸性物質（水素イオン濃度（水素指数）が5.8未満のものに限る。）
- (6) シアン化合物
- (7) 四塩化炭素
- (8) 1, 1-ジクロロエチレン
- (9) シス-1, 2-ジクロロエチレン
- (10) 1, 2-ジクロロエタン
- (11) 1, 3-ジクロロプロペン
- (12) ジクロロメタン
- (13) シマジン
- (14) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (15) セレン及びその化合物
- (16) ダイオキシン類
- (17) チウラム
- (18) チオベンカルブ
- (19) テトラクロロエチレン
- (20) 1, 1, 1-トリクロロエタン
- (21) 1, 1, 2-トリクロロエタン
- (22) トリクロロエチレン
- (23) 鉛及びその化合物
- (24) 砒素及びその化合物
- (25) フェノール類
- (26) ふっ素及びその化合物

第53条 条例第56条第1項に規定する規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。

- (1) 合成樹脂
- (2) ゴム
- (3) 竹木材（伐採した竹木及び竹木の枝を含む。）
- (4) 油類（動植物油、鉱油類及び有機溶剤をいう。以下同じ。）
- (5) 布
- (6) 紙
- (7) 草花
- (8) 落葉

（土壌調査等の実施等）

第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 前条第2項第1号に規定する機会にあつては、次に掲げる詳細な調査（以下「詳細調査」という。）を実施すること。

ア 表層土壌調査

(ア) 第43条第1号から第8号まで、第19号から第21号まで、第23号から第25号まで及び第29号に掲げる物質（以下「重金属等」という。）については、表土調査を実施し、第71条に規定する土壌汚染に関する基準により土壌の汚染の状況を確認すること。ただし、資料等調査の結果により、重金属等による土壌の汚染のおそれが明らかでない認められる場合を除く。

(27) ベンゼン

(28) ほう素及びその化合物

(29) PCB

(30) 有機<sup>りん</sup>化合物

(31) 油類（動植物油、鉱油類及び有機溶剤をいう。以下同じ。）

第53条 条例第56条第1項に規定する規則で定める物は、次に掲げる物及びこれらを含む物とする。

- (1) 合成樹脂
- (2) ゴム
- (3) 竹木材（伐採した竹木及び竹木の枝を含む。）
- (4) 油類
- (5) 布
- (6) 紙
- (7) 草花
- (8) 落葉

（土壌調査等の実施等）

第70条 条例第81条第2項に規定する規則で定める調査は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 前条第2項第1号に規定する機会にあつては、次に掲げる詳細な調査（以下「詳細調査」という。）を実施すること。

ア 表層土壌調査

(ア) 第43条第1号から第8号まで、第19号から第21号まで、第23号から第25号まで及び第27号に掲げる物質（以下「重金属等」という。）については、表土調査を実施し、第71条に規定する土壌汚染に関する基準により土壌の汚染の状況を確認すること。ただし、資料等調査の結果により、重金属等による土壌の汚染のおそれが明らかでない認められる場合を除く。

(イ) 第43条第9号から第18号まで及び第22号に掲げる物質

(イ) 第 43 条第 9 号から第 18 号まで及び第 22 号に掲げる物質  
(以下「揮発性有機化合物」という。)については、土壤ガス  
調査を実施し、揮発性有機化合物による土壤の汚染のおそれの  
有無を確認すること。ただし、資料等調査の結果により、揮発  
性有機化合物による土壤の汚染のおそれが明らかでないとい  
えられる場合を除く。

イ ボーリング調査

表層土壤調査の結果、特定有害物質等による土壤の汚染若しく  
はそのおそれが確認されたとき、又は資料等調査の結果により下  
層の土壤に特定有害物質等による汚染のおそれがあると認めら  
れたときは、ボーリング調査を実施し、第 71 条に規定する土壤  
汚染に関する基準により下層の土壤の特定有害物質等による汚  
染の状況、汚染の範囲及び土量を確認すること。

ウ 地下水調査

資料等調査、表層土壤調査及びボーリング調査の結果、特定有  
害物質等による土壤の汚染が地下水の水面の変動の範囲にある  
と認められたとき、若しくはそのおそれがあると認められたと  
き、又は地下水の帯水層が汚染されているおそれがあると認め  
られたときは、地下水の汚染の状況を確認すること。

(2) 前条第 2 項第 2 号に規定する機会にあっては、表層土壤調査又  
はボーリング調査によるほか、搬出する土壤について第 71 条に規  
定する土壤汚染に関する基準により土壤の汚染の状況を確認する  
調査(以下これらを「搬出土壤調査」という。)を実施すること。

(3) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。

(4) 前 3 号に規定する調査は、市長が別に定める方法により実施す  
ること。

2 略

(以下「揮発性有機化合物」という。)については、土壤ガス  
調査を実施し、揮発性有機化合物による土壤の汚染のおそれの  
有無を確認すること。ただし、資料等調査の結果により、揮発  
性有機化合物による土壤の汚染のおそれが明らかでないとい  
えられる場合を除く。

イ ボーリング調査

表層土壤調査の結果、特定有害物質等による土壤の汚染若しく  
はそのおそれが確認されたとき、又は資料等調査の結果により下  
層の土壤に特定有害物質等による汚染のおそれがあると認めら  
れたときは、ボーリング調査を実施し、第 71 条に規定する土壤  
汚染に関する基準により下層の土壤の特定有害物質等による汚  
染の状況、汚染の範囲及び土量を確認すること。

ウ 地下水調査

資料等調査、表層土壤調査及びボーリング調査の結果、特定有  
害物質等による土壤の汚染が地下水の水面の変動の範囲にある  
と認められたとき、若しくはそのおそれがあると認められたと  
き、又は地下水の帯水層が汚染されているおそれがあると認め  
られたときは、地下水の汚染の状況を確認すること。

(2) 前条第 2 項第 2 号に規定する機会にあっては、表層土壤調査又  
はボーリング調査によるほか、搬出する土壤について第 71 条に規  
定する土壤汚染に関する基準により土壤の汚染の状況を確認する  
調査(以下これらを「搬出土壤調査」という。)を実施すること。

(3) その他市長が特に必要と認める調査を実施すること。

(4) 前 3 号に規定する調査は、市長が別に定める方法により実施す  
ること。

2 略



## 別表第11（第42条、第48条関係）

## 排水の規制基準（排水指定物質）

事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。

排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム	1リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として0.1ミリグラム	1リットルにつき砒素として0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム	1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	1リットルにつき0.003ミリグラム	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム

## 別表第11（第42条、第48条関係）

## 排水の規制基準（排水指定物質）

事業所から排出される排水中に含まれる排水指定物質の濃度の許容限度は、次に定めるとおりとする。

排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム	1リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム	1リットルにつきシアンとして1ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム	1リットルにつき鉛として0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム	1リットルにつき六価クロムとして0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として0.1ミリグラム	1リットルにつき砒素として0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム	1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB	1リットルにつき0.003ミリグラム	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム	1リットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム

	リグラム	リグラム		リグラム	リグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム	ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.02ミリグラム	四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.02ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム	1リットルにつき0.04ミリグラム	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム	1リットルにつき0.04ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム	1リットルにつき1ミリグラム	1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき1ミリグラム	1リットルにつき1ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム	1リットルにつき0.4ミリグラム	シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム	1リットルにつき0.4ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム	1リットルにつき3ミリグラム	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム	1リットルにつき3ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム	1リットルにつき0.06ミリグラム	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.02ミリグラム	1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム	1リットルにつき0.06ミリグラム	チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム	1リットルにつき0.03ミリグラム	シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム	チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム	ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレンとして0.1ミリグラム	1リットルにつきセレンとして0.1ミリグラム	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレンとして0.1ミリグラム	1リットルにつきセレンとして0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素として10ミリグラム。海域に排出されるもの1リッ	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素として10ミリグラム。海域に排出されるもの1リッ	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきほう素として10ミリグラム。海域に排出されるもの1リッ	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リッ

	トルにつきほう素として 230ミリグラム	トルにつきほう素として 230ミリグラム		トルにつきほう素として 230ミリグラム	トルにつきほう素として 230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として8ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として15ミリグラム	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として8ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として15ミリグラム	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として8ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として15ミリグラム	海域以外の公共用水域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として8ミリグラム。海域に排出されるもの1リットルにつきふっ素として15ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム	1リットルにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム
<u>1,4-ジオキサン</u>	<u>1リットルにつき0.5ミリグラム</u>	<u>1リットルにつき0.5ミリグラム</u>	ダイオキシン類	1リットルにつき10ピコグラム	1リットルにつき10ピコグラム
ダイオキシン類	1リットルにつき10ピコグラム	1リットルにつき10ピコグラム	フェノール類	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム
フェノール類	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム	1リットルにつきフェノールとして0.5ミリグラム	銅及びその化合物	1リットルにつき銅として1ミリグラム	1リットルにつき銅として3ミリグラム
銅及びその化合物	1リットルにつき銅として1ミリグラム	1リットルにつき銅として3ミリグラム	亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛として1ミリグラム	1リットルにつき亜鉛として2ミリグラム
亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛として1ミリグラム	1リットルにつき亜鉛として2ミリグラム	鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1リットルにつき鉄として3ミリグラム	1リットルにつき鉄として10ミリグラム
鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1リットルにつき鉄として3ミリグラム	1リットルにつき鉄として10ミリグラム	マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム
マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。）	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム	1リットルにつきマンガンとして1ミリグラム	クロム及びその化合物	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム

クロム及びその化合物	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム	1リットルにつきクロムとして2ミリグラム
ニッケル及びその化合物	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム

備考 1 「新設の事業所」とは、昭和46年9月11日（旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日。以下この別表において「基準適用日」という。）以後に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。ただし、基準適用日前に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満のものを除く。）にあつては、基準適用日（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）を設置する事業所にあつては、当該特定施設が定められた日）以後に特定施設を設置して新たに特定事業場（同法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）となったものを含む。

2 「検出されないこと。」とは、備考7に定める測定の方法により排水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。

4 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。

5 砒素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所に係る排水については、適用しない。

6 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算し

ニッケル及びその化合物	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム	1リットルにつきニッケルとして1ミリグラム
-------------	-----------------------	-----------------------

備考 1 「新設の事業所」とは、昭和46年9月11日（旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日。以下この別表において「基準適用日」という。）以後に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを除く。）をいう。ただし、基準適用日前に設置した事業所（基準適用日前から設置の工事がされているものを含み、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満のものを除く。）にあつては、基準適用日（水質汚濁防止法施行令第1条の改正により新たに定められた特定施設（水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）を設置する事業所にあつては、当該特定施設が定められた日）以後に特定施設を設置して新たに特定事業場（同法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）となったものを含む。

2 「検出されないこと。」とは、備考7に定める測定の方法により排水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。

4 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。

5 砒素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所に係る排水については、適用しない。

6 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算し

た値とする。

7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) カドミウム及びその化合物

規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の55.1に定める方法にあっては、規格K0102の55の備考1に定める操作を行うこと。）

(2) シアン化合物

規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法

(3) 有機燐化合物

排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては、規格K0102の31.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあっては、環境庁告示第64号付表2に掲げる方法

(4) 鉛及びその化合物

規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあっては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあっては規格K0102の54の備考7に定める操作を行うものとする。）

(5) 六価クロム化合物

規格K0102の65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102の65の備考11のb)の1)から3)まで及び規格K0102の65.1に定める方法）

(6) 砒素及びその化合物

規格K0102の61に定める方法

(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

環境庁告示第59号付表1に掲げる方法

た値とする。

7 排水の測定方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) カドミウム及びその化合物

規格K0102の55に定める方法（ただし、規格K0102の55.1に定める方法にあっては、規格K0102の55の備考1に定める操作を行うこと。）

(2) シアン化合物

規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法

(3) 有機燐化合物

排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）付表1に掲げる方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては、規格K0102の31.1に定める方法（ガスクロマトグラフ法を除く。）、メチルジメトンにあっては、環境庁告示第64号付表2に掲げる方法

(4) 鉛及びその化合物

規格K0102の54に定める方法（ただし、規格K0102の54.1に定める方法にあっては規格K0102の54の備考1に定める操作を、規格K0102の54.3に定める方法にあっては規格K0102の54の備考3に定める操作を行うものとする。）

(5) 六価クロム化合物

規格K0102の65.2.1に定める方法（着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、規格K0102の65の備考15の(b)（第1段を除く。）及び規格K0102の65.1に定める方法）

(6) 砒素及びその化合物

規格K0102の61に定める方法

(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

環境庁告示第59号付表1に掲げる方法

- (8) アルキル水銀化合物  
環境庁告示第59号付表2に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
- (9) PCB  
規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
- (10) トリクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (11) テトラクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (12) ジクロロメタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (13) 四塩化炭素  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (14) 1, 2-ジクロロエタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (15) 1, 1-ジクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (16) シス-1, 2-ジクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (17) 1, 1, 1-トリクロロエタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (18) 1, 1, 2-トリクロロエタン

- (8) アルキル水銀化合物  
環境庁告示第59号付表2に掲げる方法及び環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
- (9) PCB  
規格K0093に定める方法又は環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
- (10) トリクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (11) テトラクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (12) ジクロロメタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (13) 四塩化炭素  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (14) 1, 2-ジクロロエタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (15) 1, 1-ジクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (16) シス-1, 2-ジクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法
- (17) 1, 1, 1-トリクロロエタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法
- (18) 1, 1, 2-トリクロロエタン

<p>規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(19) 1, 3-ジクロロプロペン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(20) チウラム 環境庁告示第59号付表4に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）</p> <p>(21) シマジン 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）</p> <p>(22) チオベンカルブ 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）</p> <p>(23) ベンゼン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法</p> <p>(24) セレン及びその化合物 規格K0102の67に定める方法</p> <p>(25) ほう素及びその化合物 規格K0102の47に定める方法</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34.1若しくは34.2に定める方法又は規格K0102の34.1c）（注（6）第3文を除く。）に定める方法及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法</p> <p>(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K0102の42.2、42.3又は42.5に定める方法により検定された</p>	<p>規格K0125の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5に定める方法</p> <p>(19) 1, 3-ジクロロプロペン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1に定める方法</p> <p>(20) チウラム 環境庁告示第59号付表4に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）</p> <p>(21) シマジン 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）</p> <p>(22) チオベンカルブ 環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法（ただし、前処理における試料の量は、溶媒抽出、固相抽出いずれの場合についても100ミリリットルとする。）</p> <p>(23) ベンゼン 規格K0125の5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2に定める方法</p> <p>(24) セレン及びその化合物 規格K0102の67に定める方法</p> <p>(25) ほう素及びその化合物 規格K0102の47に定める方法</p> <p>(26) ふっ素及びその化合物 規格K0102の34.1若しくは34.2に定める方法又は規格K0102の34.1c）（注（6）第3文を除く。）に定める方法及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法</p> <p>(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては規格K0102の42.2、42.3又は42.5に定める方法により検定された</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

アンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43.2.5に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法（ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1(c)12)及びc)13)の式中「 $-C \times 1.348$ 」を除く。）又は43.2.3(c)7)及びc)8)を除く。）に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。）

**(28) 1,4-ジオキサン**

環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

**(29) ダイオキシン類**

規格K0312に定める方法

**(30) フェノール類**

規格K0102の28.1に定める方法

**(31) 銅及びその化合物**

規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法

**(32) 亜鉛及びその化合物**

規格K0102の53に定める方法

**(33) 鉄及びその化合物**

規格K0102の57.2、57.3又57.4に定める方法

**(34) マンガン及びその化合物**

規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法

**(35) クロム及びその化合物**

規格K0102の65.1に定める方法

アンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあつては規格K0102の43.1に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43.2.5に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法（ただし、亜硝酸化合物及び硝酸化合物にあつては、当該方法に代えて規格K0102の43.2.1(c)12)及びc)13)の式中「 $-C \times 1.348$ 」を除く。）又は43.2.3(c)7)及びc)8)を除く。）に定める方法により検定された亜硝酸イオン及び硝酸イオンの合計の硝酸イオン相当濃度に換算係数0.2259を乗じて亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を検出する方法とすることができる。）

**(28) ダイオキシン類**

規格K0312に定める方法

**(29) フェノール類**

規格K0102の28.1に定める方法

**(30) 銅及びその化合物**

規格K0102の52.2、52.3、52.4又は52.5に定める方法

**(31) 亜鉛及びその化合物**

規格K0102の53に定める方法

**(32) 鉄及びその化合物**

規格K0102の57.2、57.3又57.4に定める方法

**(33) マンガン及びその化合物**

規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法

**(34) クロム及びその化合物**

規格K0102の65.1に定める方法

**(35) ニッケル及びその化合物**

規格K0102の59に定める方法



(36) ニッケル及びその化合物  
規格K0102の59に定める方法

別表第14の2 (第51条関係)  
事故時の措置に係る物質

1 大気の汚染又は悪臭の原因となる物質

<u>1</u>	<u>アクリロニトリル</u>
<u>2</u>	<u>アクロレイン</u>
<u>3</u>	<u>アセトアルデヒド</u>
<u>4</u>	<u>アンモニア</u>
<u>5</u>	<u>イソ吉草酸</u>
<u>6</u>	<u>イソバレールアルデヒド</u>
<u>7</u>	<u>イソブタノール</u>
<u>8</u>	<u>イソブチルアルデヒド</u>
<u>9</u>	<u>一酸化炭素</u>
<u>10</u>	<u>塩素及び塩化水素</u>
<u>11</u>	<u>黄<sup>りん</sup>燐</u>
<u>12</u>	<u>カドミウム及びその化合物</u>
<u>13</u>	<u>キシレン</u>
<u>14</u>	<u>クロルスルホン酸</u>
<u>15</u>	<u>五<sup>りん</sup>塩化燐</u>
<u>16</u>	<u>酢酸エチル</u>
<u>17</u>	<u>三<sup>りん</sup>塩化燐</u>
<u>18</u>	<u>シアン化合物 (アクリロニトリルを除く。)</u>
<u>19</u>	<u>ジクロロメタン</u>
<u>20</u>	<u>脂肪族アミン化合物</u>
<u>21</u>	<u>臭化メチル</u>
<u>22</u>	<u>臭素</u>

<u>2 3</u>	<u>硝酸</u>
<u>2 4</u>	<u>スチレン</u>
<u>2 5</u>	<u>ダイオキシソ類</u>
<u>2 6</u>	<u>窒素酸化物</u>
<u>2 7</u>	<u>テトラクロロエチレン</u>
<u>2 8</u>	<u>トリクロロエチレン</u>
<u>2 9</u>	<u>トルエン</u>
<u>3 0</u>	<u>鉛及びその化合物</u>
<u>3 1</u>	<u>二酸化硫黄</u>
<u>3 2</u>	<u>二酸化セレン</u>
<u>3 3</u>	<u>ニッケルカルボニル</u>
<u>3 4</u>	<u>二硫化炭素</u>
<u>3 5</u>	<u>二硫化メチル</u>
<u>3 6</u>	<u>ノルマル吉草酸</u>
<u>3 7</u>	<u>ノルマルブチルアルデヒド</u>
<u>3 8</u>	<u>ノルマルバレルアルデヒド</u>
<u>3 9</u>	<u>ノルマル酪酸</u>
<u>4 0</u>	<u>ピリジン</u>
<u>4 1</u>	<u>フェノール類</u>
<u>4 2</u>	<u>フ素及びフ化水素その他のフ素化合物</u>
<u>4 3</u>	<u>プロピオンアルデヒド</u>
<u>4 4</u>	<u>プロピオン酸</u>
<u>4 5</u>	<u>ベンゼン</u>
<u>4 6</u>	<u>ホスゲン</u>
<u>4 7</u>	<u>ホルムアルデヒド</u>
<u>4 8</u>	<u>メタノール</u>
<u>4 9</u>	<u>メチルイソブチルケトン</u>
<u>5 0</u>	<u>メルカプタン類</u>
<u>5 1</u>	<u>硫化水素</u>

<u>5 2</u>	<u>硫化メチル</u>
<u>5 3</u>	<u>硫酸（三酸化硫黄を含む。）</u>
<u>5 4</u>	<u>リン 燐化水素</u>

## 2 水質の汚濁の原因となる物質

<u>1</u>	<u>亜鉛及びその化合物</u>
<u>2</u>	<u>アクリルアミド</u>
<u>3</u>	<u>アクリル酸</u>
<u>4</u>	<u>アクリロニトリル</u>
<u>5</u>	<u>アルカリ性物質（水素イオン濃度（水素指数）が8.6 を超えるものに限る。）</u>
<u>6</u>	<u>アルミニウム及びその化合物</u>
<u>7</u>	<u>アンチモン及びその化合物</u>
<u>8</u>	<u>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸 化合物</u>
<u>9</u>	<u>エチル=（Z）-3- [N-ベンジル-N- [[メチル（1-メチル チオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ]チオ] アミノ] プロピオナート（別名アラニカルブ）</u>
<u>1 0</u>	<u>エピクロロヒドリン</u>
<u>1 1</u>	<u>塩化水素</u>
<u>1 2</u>	<u>塩化チオニル</u>
<u>1 3</u>	<u>塩化ビニルモノマー</u>
<u>1 4</u>	<u>塩素酸及びその塩</u>
<u>1 5</u>	<u>1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒド ロ-4,7-メタノ-1H-インデン（別名クロルデン）</u>
<u>1 6</u>	<u>過酸化水素</u>
<u>1 7</u>	<u>カドミウム及びその化合物</u>
<u>1 8</u>	<u>キシレン</u>
<u>1 9</u>	<u>クロム及びその化合物</u>

<u>2 0</u>	<u>クロルスルホン酸</u>	
<u>2 1</u>	<u>クロルピクリン</u>	
<u>2 2</u>	<u>クロロホルム</u>	
<u>2 3</u>	<u>酢酸エチル</u>	
<u>2 4</u>	<u>酸性物質（水素イオン濃度（水素指数）が5. 8未満のものに限る。）</u>	
<u>2 5</u>	<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>	
<u>2 6</u>	<u>シアン化合物</u>	
<u>2 7</u>	<u>四塩化炭素</u>	
<u>2 8</u>	<u>1,4-ジオキサン</u>	
<u>2 9</u>	<u>1,2-ジクロロエタン</u>	
<u>3 0</u>	<u>1,1-ジクロロエチレン</u>	
<u>3 1</u>	<u>1,2-ジクロロエチレン</u>	
<u>3 2</u>	<u>3,5-ジクロロ-N-（1,1-ジメチル-2-プロピニル）ベンズアミド（別名プロピザミド）</u>	
<u>3 3</u>	<u>1,2-ジクロロプロパン</u>	
<u>3 4</u>	<u>1,3-ジクロロプロペン</u>	
<u>3 5</u>	<u>p-ジクロロベンゼン</u>	
<u>3 6</u>	<u>ジクロロメタン</u>	
<u>3 7</u>	<u>1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）</u>	
<u>3 8</u>	<u>シマジン</u>	
<u>3 9</u>	<u>ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）</u>	
<u>4 0</u>	<u>臭素</u>	
<u>4 1</u>	<u>臭素酸及びその塩</u>	
<u>4 2</u>	<u>水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物</u>	
<u>4 3</u>	<u>水酸化カリウム</u>	
<u>4 4</u>	<u>水酸化ナトリウム</u>	
<u>4 5</u>	<u>スチレン</u>	

<u>4 6</u>	<u>セレン及びその化合物</u>	
<u>4 7</u>	<u>ダイオキシシン類</u>	
<u>4 8</u>	<u>チウラム</u>	
<u>4 9</u>	<u>チオベンカルブ</u>	
<u>5 0</u>	<u>チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)</u>	
<u>5 1</u>	<u>チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)</u>	
<u>5 2</u>	<u>チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)</u>	
<u>5 3</u>	<u>チオリン酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)</u>	
<u>5 4</u>	<u>チオリン酸 S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)</u>	
<u>5 5</u>	<u>鉄及びその化合物</u>	
<u>5 6</u>	<u>1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1<sup>3,7</sup>.1<sup>3,7</sup>]デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)</u>	
<u>5 7</u>	<u>テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)</u>	
<u>5 8</u>	<u>テトラクロロエチレン</u>	
<u>5 9</u>	<u>銅及びその化合物</u>	
<u>6 0</u>	<u>1,1,1-トリクロロエタン</u>	
<u>6 1</u>	<u>1,1,2-トリクロロエタン</u>	
<u>6 2</u>	<u>トリクロロエチレン</u>	
<u>6 3</u>	<u>トルエン</u>	
<u>6 4</u>	<u>鉛及びその化合物</u>	
<u>6 5</u>	<u>ニッケル及びその化合物</u>	
<u>6 6</u>	<u>4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)</u>	
<u>6 7</u>	<u>二硫化炭素</u>	

<u>68</u>	<u>ひ</u> <u>砒素及びその化合物</u>
<u>69</u>	<u>ヒドラジン</u>
<u>70</u>	<u>ヒドロキシルアミン</u>
<u>71</u>	<u>フェノール類及びその塩類</u>
<u>72</u>	<u>フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)</u>
<u>73</u>	<u>ふっ素及びその化合物</u>
<u>74</u>	<u>ベンゼン</u>
<u>75</u>	<u>ほう素及びその化合物</u>
<u>76</u>	<u>ホスゲン</u>
<u>77</u>	<u>PCB</u>
<u>78</u>	<u>ホルムアルデヒド</u>
<u>79</u>	<u>マンガン及びその化合物</u>
<u>80</u>	<u>N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)</u>
<u>81</u>	<u>メチルーターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)</u>
<u>82</u>	<u>モリブデン及びその化合物</u>
<u>83</u>	<u>有機<sup>りん</sup>化合物</u>
<u>84</u>	<u>油類</u>
<u>85</u>	<u>硫酸</u>
<u>86</u>	<u>硫酸ジメチル</u>
<u>87</u>	<u>りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロルボス又はDDVP)</u>

別表第16（第74条関係）

## 地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして 0.01 ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として 0.01 ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして 0.05 ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として 0.01 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.03 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.01 ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.02 ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.004 ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.1 ミリグラ

別表第16（第74条関係）

## 地下水の浄化基準

地下水の浄化基準は、次に定めるとおりとする。

特定有害物質等の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして 0.01 ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として 0.01 ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして 0.05 ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素として 0.01 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.03 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.01 ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき 0.02 ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき 0.002 ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1リットルにつき 0.004 ミリグラム

	ム	1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
<u>1, 2-ジクロロエチレン</u>	<u>1 リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04 ミリグラム</u>	<u>シス-1, 2-ジクロロエチレン</u>	<u>1 リットルにつき 0.04 ミリグラム</u>
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム	1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム	1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム	チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム	シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム	チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム	ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして 0.01 ミリグラム	セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレンとして 0.01 ミリグラム
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素として 1 ミリグラム	ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素として 1 ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素として 0.8 ミリグラム	ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素として 0.8 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。）	1 リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 ミリグラム	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（し尿その他生活に起因する下水、家畜排せつ物及び肥料の施用に係るものを除く。以下この別表において同じ。）	1 リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 ミリグラム
<u>塩化ビニルモノマー</u>	<u>1 リットルにつき 0.002 ミリグラム</u>	ダイオキシン類	1 リットルにつき 1 ピコグラム



1,4-ジオキサン	1リットルにつき 0.05 ミリグラム	
ダイオキシン類	1リットルにつき 1ピコグラム	
<p>備考 1 「検出されないこと。」とは、備考3に定める測定の方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。</p> <p>3 特定有害物質等の濃度の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) カドミウム及びその化合物 規格K0102の55に定める方法</p> <p>(2) シアン化合物 規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法</p> <p>(3) 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。） 環境庁告示第64号付表1に掲げる方法</p> <p>(4) 鉛及びその化合物 規格K0102の54に定める方法</p> <p>(5) 六価クロム化合物 規格K0102の65.2に定める方法</p> <p>(6) 砒素及びその化合物 規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法</p> <p>(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 環境庁告示第59号付表1に掲げる方法</p> <p>(8) アルキル水銀化合物 環境庁告示第59号付表2に掲げる方法</p> <p>(9) P C B 環境庁告示第59号付表3に掲げる方法</p>		

- (10) トリクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (11) テトラクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (12) ジクロロメタン  
規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
- (13) 四塩化炭素  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (14) 1, 2-ジクロロエタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
- (15) 1, 1-ジクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
- (16) 1, 2-ジクロロエチレン  
シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
- (17) 1, 1, 1-トリクロロエタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (18) 1, 1, 2-トリクロロエタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (19) 1, 3-ジクロロプロペン  
規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
- (20) チウラム  
環境庁告示第59号付表第4に掲げる方法
- (21) シマジン

- (10) トリクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (11) テトラクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (12) ジクロロメタン  
規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
- (13) 四塩化炭素  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (14) 1, 2-ジクロロエタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
- (15) 1, 1-ジクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
- (16) シス-1, 2-ジクロロエチレン  
規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
- (17) 1, 1, 1-トリクロロエタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (18) 1, 1, 2-トリクロロエタン  
規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
- (19) 1, 3-ジクロロプロペン  
規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
- (20) チウラム  
環境庁告示第59号付表第4に掲げる方法
- (21) シマジン  
環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法
- (22) チオベンカルブ

環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法  
(22) チオベンカルブ  
環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法  
(23) ベンゼン  
規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法  
(24) セレン及びその化合物  
規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法  
(25) ほう素及びその化合物  
規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法  
(26) ふっ素及びその化合物  
規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合であっては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法  
(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物  
亜硝酸化合物にあつては規格K0102の43.1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法  
(28) 塩化ビニルモノマー  
地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法  
(29) 1,4-ジオキサン  
環境庁告示第59号付表7に掲げる方法  
(30) ダイオキシン類  
規格K0312に定める方法

環境庁告示第59号付表第5の第1又は第2に掲げる方法  
(23) ベンゼン  
規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法  
(24) セレン及びその化合物  
規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法  
(25) ほう素及びその化合物  
規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法  
(26) ふっ素及びその化合物  
規格K0102の34.1に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合であつては、これを省略することができる。)及び環境庁告示第59号付表6に掲げる方法  
(27) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物  
亜硝酸化合物にあつては規格K0102の43.1に定める方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素の量を測定する方法、硝酸化合物にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じて硝酸性窒素の量を測定する方法  
(28) ダイオキシン類  
規格K0312に定める方法

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年6月11日から施行する。  
(経過措置)
- 2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所(改正後の規則別表第11備考第1項に規定する新設の事業所以外の工場又は事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。次項において同じ。)に直接排出される水その他の液体(以下「排水」という。)に関する川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)第45条第1項に規定する規制基準(附則別表備考第1項において「規制基準」という。)については、この規則の施行の日から平成28年12月10日までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。
- 3 附則別表の中欄に掲げる業種(下水道業を除く。)に属する既設の事業所から排出される水その他の液体(公共用水域に直接排出されるものを除く。)の処理施設については、当該処理施設に水その他の液体を排出する既設の事業所の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

附則別表(附則第2項関係)

排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度
亜鉛及びその化合物	金属鉱業	1リットルにつき亜鉛として3ミリ
	電気めっき業	
	下水道業(金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場(下水道法(昭和33	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年6月11日から施行する。  
(経過措置)
- 2 附則別表の左欄に掲げる排水指定物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所(改正後の規則別表第11備考第1項に規定する新設の事業所以外の工場又は事業場をいう。以下同じ。)から公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。次項において同じ。)に直接排出される水その他の液体(以下「排水」という。)に関する川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)第45条第1項に規定する規制基準(附則別表備考第1項において「規制基準」という。)については、この規則の施行の日から平成28年12月10日までの間は、改正後の規則別表第11の規定にかかわらず、それぞれ附則別表の右欄に掲げるとおりとする。
- 3 附則別表の中欄に掲げる業種(下水道業を除く。)に属する既設の事業所から排出される水その他の液体(公共用水域に直接排出されるものを除く。)の処理施設については、当該処理施設に水その他の液体を排出する既設の事業所の属する業種に属するものとみなして、前項の規定を適用する。

附則別表(附則第2項関係)

排水指定物質の種類	業種その他の区分	許容限度
亜鉛及びその化合物	金属鉱業	1リットルにつき亜鉛として3ミリ
	電気めっき業	
	下水道業(金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場(下水道法(昭和33	

	年法律第79号) 第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「特定事業場」という。) から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	グラム
--	------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

	年法律第79号) 第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「特定事業場」という。) から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	グラム
--	------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

備考

1 この表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該既設の事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。

2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

- (1) C<sub>i</sub>とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値 (単位 1リットルにつきミリグラム)
- (2) Q<sub>i</sub>とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の通常量 (単位 1日につき立法メートル)
- (3) Qとは、当該下水道に係る排水の通常量 (単位 1日につき立法メートル)

3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第32号に定めるところによるものとする。

備考

1 この表の中欄に掲げる業種に属する既設の事業所が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該既設の事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物に係る規制基準については、同表の右欄に掲げる許容限度を適用する。

2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

- (1) C<sub>i</sub>とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値 (単位 1リットルにつきミリグラム)
- (2) Q<sub>i</sub>とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の通常量 (単位 1日につき立法メートル)
- (3) Qとは、当該下水道に係る排水の通常量 (単位 1日につき立法メートル)

3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第31号に定めるところによるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 1, 4-ジオキサンについての改正後の規則第42条に規定する排水の規制基準に関する規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置された事業所（施行日前から設置の工事がされているものを含む。）にあつては、平成24年11月25日から適用する。
- 3 改正後の別表第11による1, 4-ジオキサンに係る規制基準については、附則別表の中欄に掲げる業種に属する場合に限り、平成27年5月24日（ポリエチレンテレフタレート製造業に属する事業所にあつては、平成26年5月24日）までの間は、同表の右欄に掲げる基準とする。
- 4 前項の規定の適用については、同項の規定の適用を受ける事業所に係る污水又は廃液を処理する事業所については、同項の規定の適用を受ける事業所の属する業種に属するものとみなす。  
(条例第46条第5項に規定する規則で定める日)
- 5 この規則により新たに特定有害物質となった物質に係る川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第46条第5項に規定する規則で定める日は、施行日とする。ただし、同条第2項の規定は、施行日前に設置されている施設（施行日前から設置の工事がされているものを含む。）については、当分の間、適用しない。  
(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 6 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成19年川崎市規則第68号）附則別表備考第3項中「別表第11備考第7項第31号」を「別表第11備考第7項第32号」に改める。

附則別表（附則第2項関係）

排水指定物質の種類	業種	許容限度
1,4-ジオキサン	感光性樹脂製造業	1リットルにつき200ミリグラム
	エチレンオキサイド製造業	1リットルにつき10ミリグラム
	エチレングリコール製造業	
	ポリエチレンテレフタレート製造業	1リットルにつき2ミリグラム
	下水道業（感光性樹脂製造業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において「特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	1リットルにつき25ミリグラム

備考

1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所が同時に他の業種にも属する場合において、改正後の規則別表第11又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の規制基準が定められているときは、当該事業所に係る排水については、それらの規制基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が0.5を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i Q_i}{Q}$$

(1)  $C_i$ とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の1,4-ジオキサンの通常値（単位 1リットルにつきミリグラム）

(2)  $Q_i$ とは、当該下水道に水を排出する特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立法メートル）

(3)  $Q$ とは、当該下水道に係る排水の通常量（単位 1日につき立法メートル）

3 排水の測定方法は、改正後の規則別表第11備考第7項第28号に定めるところによるものとする。